

# 大和高田市立菅原小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに ～学校の方針について～

いじめは、いじめを受けた児童生徒（以下「児童等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期解消」を意識して取り組みを進めていく。また、いじめは重大な人権問題であり、許されない行為であるということを全ての教職員が認識するとともに、いじめはいつでも起こり得るという認識も必要である。小さなことでも見逃さず、起こった事象を全体で共有し、組織として対応する学校体制を整えていく。

そのために、教職員同士の連携やコミュニケーションを大切に、児童等の日々の様子を複数の目で見守り、観察する。また、教職員自らが決していじめを許さないという決意のもと、道徳の学習や日々の活動の中で、児童のいじめを起こさせない対人関係づくりや絆づくりを育む教育力・授業力の向上を進めることにより児童等が安心して学校生活を送れる環境作りに努める。

## 1. いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

### (2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- いじめは授業中や休み時間に限らず、掃除時間や登下校時など様々な場面で起こる可能性があることから、教職員全体で情報の共有や見守りを行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

## 2. いじめ防止のための体制

### (1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。【別紙1】

### (2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止、早期発見・早期解消のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙2】

## 3. いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。【別紙1】【別紙2】

### (1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。「いじめの被害者や加害者を早い段階で特定して対処する」という早期発見型ではなく、「全ての児童のいじめ被害・いじめ加害の可能性を減らしていく」という未然防止型の姿勢をもつ。

### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。また速やかに情報が共有され、対応できる体制をつくる。

### (3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。ただし、一方向のみの情報でなく、多面的な視野で指導にあたる。また、事案によっては児童への聞き取りや指導を複数の教職員で行う。

### (4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。また、掃除や休み時間、登下校時など様々な場面での再発の可能性があることから複数の教職員での見守りが必要である。

## 4. 重大事態への対応

児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、県・市及び県・市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

## 5. その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。